

令和8年度

廃棄物処理施設技術管理者講習

募集要項

【基礎・管理課程】 ・ 【管理課程】



一般財団法人
日本環境衛生センター
Japan Environmental Sanitation Center

目 次

1	廃棄物処理施設技術管理者講習について.....	1
2	申込受付から認定証発行までの流れ.....	2
3	コースのご案内	2
4	受講形式と課程のご案内	4
	・受講形式について	
	・Eラーニング受講の注意点	
	・課程について	
5	受講料について	6
6	申込方法	6
	<管理課程>	
	・受講資格区分表	
	・具体的実務の記入例	
7	会場受講について	11
8	能力認定試験について	11
	・受験資格	
	・試験の詳細	
	・再試験制度	
9	講習の修了と認定証の交付について	12
10	事務局からのご案内	12
	・受講キャンセル、申込内容の変更	
	・受講者変更	
	・請求書発行について	
	・領収書発行について	
	・講習会におけるバリアフリー対策	
11	天災による免責事項	12
	<巻末>	
	参考資料Ⅰ	13
	参考資料Ⅱ	14

1 廃棄物処理施設技術管理者講習について

● 技術管理者の役割について

廃棄物処理施設の設置者(市町村にあっては管理者)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)第 21 条により、**技術管理者を置くことが義務付けられています**。技術管理者は廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当するとともに、「廃棄物処理法」に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設の維持管理に従事する他の職員を監督しなければなりません。

● 技術管理者の知識・技能習得の必要性について

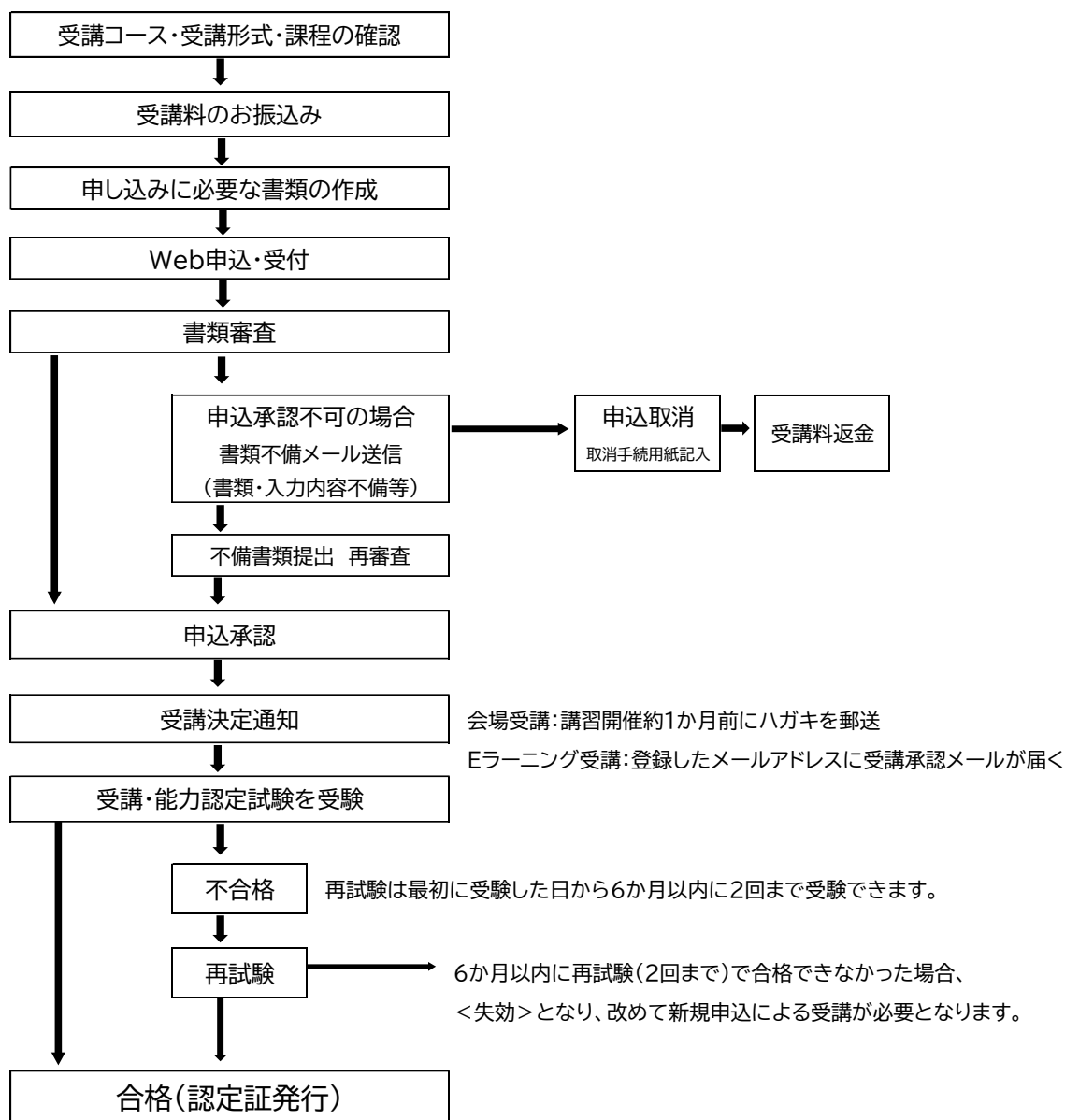
廃棄物処理施設の技術管理者は、「廃棄物処理法」施行規則第 17 条に規定する“学歴・経験等”の要件を備え、かつ、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環 96 号」(平成 12 年 12 月 28 日)において『技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了することが望ましいものであること。』と示されています。

● 廃棄物処理施設技術管理者講習について

この講習は、上記、「廃棄物処理法」施行規則第 17 条第 1 項第 4 号、及び、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環 96 号」(平成 12 年 12 月 28 日)に対応する講習であり、技術管理者となる方の資格要件を補完し、望ましいとされる技術管理者を養成し、一般財団法人日本環境衛生センター(以下「当センター」という)がその能力を認定する講習です。

能力認定試験に合格された方には、当センターから「(各廃棄物処理施設)技術管理士」の認定証が交付されます。

2 申込受付から認定証発行までの流れ



※能力認定試験終了後、認定証がお手元に届くまでは約1か月かかります。

3 コースのご案内

■ 受講コースの確認

廃棄物処理施設技術管理者講習は、以下7つの受講コースに分かれています。
P3の表、廃棄物処理施設の受講コースと取得できる認定証をご確認ください。

- A:ごみ処理施設コース
- B:し尿・汚泥再生処理施設コース
- C:破碎・リサイクル施設コース
- D:産業廃棄物中間処理施設コース
- E:産業廃棄物焼却施設コース
- F:最終処分場コース
- K:有機性廃棄物資源化施設コース

【注意】

施設設置許可等申請における当講習会受講の必要性、受講コースの選択については、担当自治体にご相談の上、決定してください。

■受講コースの確認

廃棄物処理施設技術管理者講習は7つの受講コースに分かれています。
 廃棄物処理施設の受講コースと取得できる認定証をご確認ください。

受講コース名	取得できる認定証	廃棄物処理施設の種類の種類	処理能力等
A.ごみ処理施設コース ※Eラーニング対応	ごみ処理施設技術管理士	<一般廃棄物処理施設> ◎ごみ処理施設 (但し破碎・圧縮・梱包・選別・粗大ごみ処理施設・RDF施設・高速堆肥化施設を除く)	処理能力1日5t以上のごみ処理施設・焼却施設にあっては ・処理能力が1時間200kg以上の施設 ・火格子面積2㎡以上の施設
B.し尿・汚泥再生処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設技術管理士	<一般廃棄物処理施設> ◎し尿・汚泥再生処理施設 (浄化槽は対象外)	処理能力が500人分を超えるし尿・汚泥再生処理施設
C.破碎・リサイクル施設コース ※Eラーニング対応	破碎・リサイクル施設技術管理士	<一般廃棄物処理施設> ◎破碎・圧縮・梱包・選別・粗大ごみ処理施設 <産業廃棄物処理施設> ◎廃プラスチック類の破碎施設 ◎木くず又はがれき類の破碎施設 (解体自動車の破碎施設含む)	処理能力1日5t以上の施設 処理能力1日5tを超える施設
D.産業廃棄物中間処理施設コース ※Eラーニング対応	産業廃棄物中間処理施設技術管理士	<産業廃棄物処理施設> ◎汚泥の脱水施設 ◎汚泥の乾燥施設 ◎廃油の油水分離施設 ◎廃酸・廃アルカリの中和施設 ◎有害汚泥のコンクリート固型化施設 ◎水銀汚泥のばい燃施設 ◎シアン化合物の分解施設 ◎廃PCB等の分解施設 ◎PCB汚染物等の洗浄施設 ◎石綿含有産業廃棄物等の熔融施設 ◎廃水銀等の硫化施設	処理能力が1日10㎡を超える施設 (天日乾燥施設の場合1日100㎡を超える施設) 処理能力が1日50㎡を超える施設 全施設
E.産業廃棄物焼却施設コース	産業廃棄物焼却施設技術管理士	<産業廃棄物処理施設> ◎汚泥の焼却施設 ◎廃油の焼却施設 ◎廃プラスチック類の焼却施設 ◎廃PCB等の焼却施設 ◎その他の産業廃棄物の焼却施設	・処理能力が1日5㎡を超える施設 ・処理能力が1時間200kg以上の施設 ・火格子面積2㎡以上の施設 ・処理能力が1日1㎡を超える施設 ・処理能力が1時間200kg以上の施設 ・火格子面積2㎡以上の施設 全施設 ・処理能力が1時間200kg以上の施設 ・火格子面積2㎡以上の施設
F.最終処分場コース	最終処分場技術管理士	<一般廃棄物処理施設> ◎一般廃棄物最終処分場 <産業廃棄物処理施設> ◎産業廃棄物最終処分場 ・しゃ断型最終処分場 ・管理型最終処分場 ・安定型最終処分場	全施設 全施設
K.有機性廃棄物資源化施設コース	有機性廃棄物資源化施設技術管理士	<一般廃棄物処理施設> ◎ごみ固形燃料化設備(RDF施設) ◎炭化・ガス化施設 ◎メタン発酵施設 ◎高速堆肥化施設 (その他バイオマス利活用関連施設を含む) <産業廃棄物処理施設> ◎バイオマス施設 ◎炭化・ガス化施設 ◎メタン発酵施設 ◎高速堆肥化施設 ◎BDF製造施設(廃食用油燃料化施設) (その他バイオマス利活用関連施設を含む)	処理能力1日5t以上の施設 処理能力1日5t以上の施設

4 受講形式と課程のご案内

■ 受講形式(以下2通りの方法から選択可能です。)

- 会場受講:講習会場にて、所定の期間講習を受講し試験を受ける形式。
- Eラーニング受講:インターネット上の講義動画を視聴し、動画視聴完了後に専用の試験日程から試験日を選び試験を受ける形式。

Eラーニングで受講できるコース(3コースのみ)

ごみ処理施設コース / 破砕・リサイクル施設コース / 産業廃棄物中間処理施設コース

■ Eラーニング受講上の注意点

- ① 動画を視聴できる期限は、「受講申込承認メール」が届いた日から5か月間です。
また、動画視聴期間(5か月)内であっても、能力認定試験受験後は、視聴できなくなります。
(受験申込後に、キャンセル連絡なく、当日受験を取りやめた場合も同様です。)
- ② Eラーニング動画の視聴期間である「5か月間」は、受講申込承認メールが届いた日から開始します。
テキストも、その時点で郵送いたします。開始日の指定はできません。視聴期間を有効にお使いいただくため、受講～能力認定試験合格まで、計画を立ててお申し込みされることをおすすめします。
- ③ 能力認定試験を申し込むためには、全ての動画を視聴する必要があります。
受講の申込時に試験日を選ぶことはできません。全ての講義動画を視聴後に選択可能となります。
- ④ インターネット上の講義動画を視聴する形式で、ご自身のペースで受講ができます。能力認定試験は実際に会場に来場いただき受験していただく必要があります。
- ⑤ 動画視聴期限(5か月間)内に全ての動画を視聴できなかった場合は、失効となります。再受講を希望する場合は、新規申込、支払いを改めて行っていただきますので、ご注意ください。
- ⑥ 書類不備がない場合は、申込受付1週間後に、受講申込の承認を行います。
承認された方には「受講申込承認メール」が届きます。その後の「受講者変更」「返金」は致しかねますので予めご了承ください。
- ⑦ 能力認定試験は、受講申込年度の翌年度末(3月31日)までに受験する必要があります。
- ⑧ 申込前に受講に適した下記推奨環境のご確認をお願いいたします。
パソコンの性能や通信環境によっては、動画再生に時間が掛かります。また、受講される方のセキュリティの関係で動画が再生されない場合があります。必ず視聴環境を事前にご確認の上でお申し込みください。

◇ PCの場合 ブラウザ

【推奨ブラウザ】Google Chrome 最新バージョン

Safari 最新バージョン Firefox 最新バージョン

Microsoft Edge 最新バージョン(Chromium版 Edge)

※「Internet Explorer」では正常に動作しない可能性がございます。上記ご案内の対応ブラウザをご利用ください。

◇ スマートフォンの場合 OSバージョン iOS 15以上 Android OS 11以上

■ 課程

【基礎・管理課程】

受講資格:18歳以上の方は学歴・実務経験の有無を問わず、どなたでも受講できます。

【管理課程】

受講資格:学歴等に応じた実務経験の証明が必要です。→ 詳細はP8をご一読ください。

※各課程とも、日本語の講義内容が理解できること。

【基礎・管理課程】基本履修表 ※管理課程は全コース下記【管理課程】と共通

講習科目	講習内容
廃棄物概論	廃棄物の性状、収集運搬、中間処理技術、最終処分技術、資源化再生処理技術
構造と維持管理	施設の構造、施設の維持管理
安全対策と安全衛生管理	廃棄物処理と労働災害、安全化技術、安全とリスク
測定・分析の実際	測定・分析の概要、サンプリング方法、測定・分析結果の見方

<ごみ処理施設コース> <産業廃棄物焼却施設コース>		<し尿・汚泥再生処理施設コース> <最終処分場コース>		産業廃棄物中間処理施設コース	
	講義時間		講義時間		講義時間
廃棄物概論	3時間	廃棄物概論	3時間	廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	24時間	構造と維持管理	24時間	構造と維持管理	21時間
安全対策と安全衛生管理	4時間	安全対策と安全衛生管理	3時間	安全対策と安全衛生管理	6時間
測定・分析の実際	2時間	測定・分析の実際	3時間	測定・分析の実際	3時間
前半履修時間数	33時間	前半履修時間数	33時間	前半履修時間数	33時間
後半履修時間数	22時間	後半履修時間数	22時間	後半履修時間数	22時間
合計履修時間数	55時間	合計履修時間数	55時間	合計履修時間数	55時間

破碎・リサイクル施設コース		有機性廃棄物資源化施設コース	
	講義時間		講義時間
廃棄物概論	3時間	廃棄物概論	3時間
構造と維持管理	14時間	構造と維持管理	12時間
安全対策と安全衛生管理	4時間	安全対策と安全衛生管理	3時間
測定・分析の実際	-	測定・分析の実際	3時間
前半履修時間数	21時間	前半履修時間数	21時間
後半履修時間数	22時間	後半履修時間数	22時間
合計履修時間数	43時間	合計履修時間数	43時間

【管理課程】基本履修表

全コース共通			
廃棄物処理法と関係法規	5時間	廃棄物処理法、関係法規	
管理監督の理論と実際	3時間	技術管理者の責務、組織と従事者、従事者の管理、管理体制	
廃棄物処理技術持論	3時間	廃棄物処理と循環型社会、施設に関する技術的動向	
施設の運営管理	6時間	搬入管理、運営管理計画、運転管理、保安全管理	
施設設備の計画と実際	3時間	設備の整備計画、住民と施設整備	
処理機能の維持と評価	2時間	維持管理における処理機能の評価、対策事例	
合計	22時間		

※同じ科目名が記載されていますが、講義内容はコースごとに異なります。

※Eラーニング受講の際の講義動画も同等の内容および時間となります。

5 受講料について

受講料は前納となります。(手数料は申込者をご負担ください。)

<会場受講>

受講コース	受講料	
	基礎・管理課程	管理課程のみ
●ごみ処理施設コース ●し尿・汚泥再生処理施設コース ●産業廃棄物中間処理施設コース ●産業廃棄物焼却施設コース ●最終処分場コース	138,600円	75,900円
●破碎・リサイクル施設コース ●有機性廃棄物資源化施設コース	118,800円	

※受講料には、消費税10%、テキスト代、本試験受験料が含まれます。

<Eラーニング受講>

受講コース	受講料	
	基礎・管理課程	管理課程のみ
●ごみ処理施設コース ●産業廃棄物中間処理施設コース	127,600円	69,300円
●破碎・リサイクル施設コース	108,900円	

※受講料には、消費税10%、テキスト代、本試験受講料が含まれます。

※インターネット接続料等の動画視聴に必要な費用の一切は受講者負担となります。

振込先:横浜銀行川崎支店 普通預金
口座番号:1775075
口座名義:一般財団法人 日本環境衛生センター
(イッパングァンポウガン コホカキョウエイセンター)

6 申込方法

当センターHPの申込フォームからお申し込みください。

① 受講コースの確認

■「コースのご案内」(P2参照)から受講するコースをご選択ください。

※施設設置許可等の申請における当講習会受講の必要性については、担当自治体にご相談の上、決定してください。

② 受講形式(会場受講、Eラーニング受講)の確認

- 下記コースを選択の方は、会場受講もしくはEラーニング受講のどちらかを選択ください。
ごみ処理施設コース / 破碎・リサイクル施設コース / 産業廃棄物中間処理施設コース
※講習の全日程を会場受講か、Eラーニング受講を選んでいただく必要があります。
基礎課程・管理課程のどちらか片方を会場受講、もう片方をEラーニング受講という選択はできません。
- 上記コース以外は会場受講のみとなります。
- 会場受講をご希望の方は、HP上の「開催日程一覧」をご確認後に希望会場を選択ください。
※基礎・管理課程は、前半が【基礎課程】、後半が【管理課程】となりますので、それぞれ会場を選択してください。

③ 課程の確認

- 【基礎・管理課程】を受講
18歳以上の方は学歴・実務経験の有無を問わず、どなたでも受講できます。
- 【管理課程】を受講
管理課程を受講するには、学歴等に応じた実務の経験年数が必要となります。
受講資格区分表(P8参照)のいずれかに該当する方が受講可能です。
※経験年数には、今後も実務が継続される見込の方は、受講を希望する会場の開催月まで積算することができます。
※実務経験は、受講するコースに該当する廃棄物処理施設での経験のみ有効です。

④ 受講料のお振り込み

受講料は前納となります。(手数料は申込者をご負担ください。)

⑤ 申し込みに必要な書類の準備

申込入力フォームにPDFまたはJPEG形式でアップロードいただく書類

書類アップロードの際の注意事項

- ・複数の書類がある場合は、PDFファイルにまとめるか、ZIP形式に圧縮してください。
- ・ファイルサイズは10MB以内にしてください。

■ 基礎・管理課程

- ・銀行振込票(ネットバンキングにて振込される方は、銀行からの受付明細票)

■ 管理課程

- ・受講の申し込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって次のとおりとなります。

受講資格区分番号	PDFまたはJPEGに変換し、申込フォームにアップロード(添付)する書類						
	銀行振込票	実務従事証明書	卒業証明書	履修科目証明書	技術士登録証	修了証	環境衛生指導員
1・2	○	2は必要			○		
3	○						○
4・6	○	○	○	○			
5・7・8・9	○	○	○				
10	○	○					
11・12	○					○	

- ・実務従事証明書は規定の様式がありますので、当センターHPよりダウンロードしてください。
 - ・卒業証書は、卒業証明書及び履修科目証明書ではありません。
 - ・区分番号 3 の方は環境衛生指導員の発令通知または、証明書をご準備ください。
 - ・区分番号 11 の方は廃棄物処理施設技術管理者講習の指定講習の修了証、12 の方は認定講習の修了証をご準備ください。
 - ・【管理課程】は、受講資格の有無について申込書類の審査を行います。
- ※記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその認定は取消しとなります。

⑥ Web申込

- HPの申込フォームからお申し込みください。電話予約はできません。
- 会場受講の場合、申込締切は 10 日前です。
- 会場受講の場合、締切日前に定員に達した会場は、その時点で受付を終了します。お早めに申し込みください。

Web申込時の注意事項

認定証には、Web 申込時に入力された氏名・生年月日が記載されますので、十分に確認を行った上で入力ください。Web申込時の氏名・生年月日の入力間違いによる認定証の再発行には手数料(5, 500 円)が必要となります。

<受講資格区分表>

受講資格区分番号	学 歴 等	年 数	
1	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条1項に規定する技術士(化学部門・上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る)	廃棄物処理実務経験年数不問	
2	技術士法第2条1項に規定する技術士(上欄1に該当する者を除く)	合格后、廃棄物処理実務経験年数:1年以上	
3	廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者	環境衛生指導員として2年以上	
※注①	4	学校教育法に基づく4年制大学の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む。但し、教養科目ではなく専門課程)で「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:2年以上
	5	学校教育法に基づく4年制大学の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む)を卒業した者 ※上欄「4」に示す科目を履修しなかった者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:3年以上
※注②	6	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む)で「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:4年以上
	7	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校の理学・薬学・工学・農学の課程(相当する課程を含む)を卒業した者 ※上欄「6」に示す科目を履修しなかった者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:5年以上
	8	学校教育法に基づく高等学校(定時制含む)において、土木科・化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:6年以上
※注③	9	学校教育法に基づく高等学校を卒業した者 4年制大学もしくは専門職大学の「文系」を卒業した者	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:7年以上
	10	学歴不問	卒業後の廃棄物処理実務経験年数:10年以上

※すでに他のコースに合格している場合でも、別のコースの管理課程を新たにお申し込みいただく際には、そのコースに応じた実務経験等が必要となります。

※注① 専門職大学の卒業生で「4」「5」に示す科目を履修した者を含みます。

※注② 短期大学卒業生として、水産大学校、防衛大学校、航空大学校、海上保安大学校、気象大学校、海技大学校、農業大学校、職業能力開発総合大学校、商船高等学を卒業した者を含みます。

各種専門学校、専修学校は、高等学校・高等専門学校に該当しません。

専門職短期大学の卒業生で「6」に示す科目を履修した者を含みます。

※注③ 高等学校卒業生として、大学入学資格検定試験に合格した者を含みます。

平成4年度から平成12年度の厚生大臣 **指定** 廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者

受講資格区分番号	旧指定講習修了コース	【管理課程】受講可能コース
11	し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設コース
	ごみ処理施設コース	ごみ処理施設コース
		破碎・リサイクル施設コース
		有機性廃棄物資源化施設コース
	産業廃棄物中間処理施設コース	破碎・リサイクル施設コース
		産業廃棄物中間処理施設コース
産業廃棄物焼却施設コース		
一般廃棄物最終処分場コース	最終処分場コース	
産業廃棄物最終処分場コース		

平成3年度以前の厚生大臣 **認定** 廃棄物処理施設技術管理者講習の修了者

受講資格区分番号	旧認定講習修了コース	【管理課程】受講可能コース
12	し尿1級・し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設コース
	ごみ1級・ごみ処理施設コース	ごみ処理施設コース
		破碎・リサイクル施設コース
		有機性廃棄物資源化施設コース
	廃プラスチック中間処理施設コース	破碎・リサイクル施設コース
		産業廃棄物中間処理施設コース
		産業廃棄物焼却施設コース
	汚でい処理施設コース	産業廃棄物中間処理施設コース
	廃酸、廃アルカリ処理施設コース	
	廃油処理施設コース	産業廃棄物焼却施設コース
有害産業廃棄物処理施設コース (コンクリート固型化、水銀、シアン処理施設)		
一般廃棄物最終処分場コース	最終処分場コース	
産業廃棄物最終処分場コース		

<具体的実務の記入例>

受講資格区分番号が 2、4、5、6、7、8、9、10 の方は、実務従事証明書の作成が必要となります。

以下の記入例とご自身の実務を照らし合わせて、実務従事証明書の具体的な実務を記入してください。

コース名	具体的実務の記入例
A.ごみ処理施設コース	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の焼却施設、溶融施設における運転業務、保守、点検業務(ただし、受付業務、焼却灰等の搬出作業は含まない)。 ・コンサルタントで一般廃棄物の焼却施設、溶融施設の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務を含む。 ・メーカーで一般廃棄物の焼却施設、溶融施設の設計、施設計画、建設現場業務(据付、試運転、調整)を含む。
B.し尿・汚泥再生処理施設コース	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設、コミュニティプラント施設および浄化槽における運転業務、設備の保守、点検業務(ただし、受付業務、汚泥・焼却灰等の搬出作業は含まない)。 ・コンサルタントでし尿処理施設の設計、施設計画、機能検査業務を含む。 ・メーカーでし尿処理施設の設計、施設計画、建設現場業務(据付、試運転、調整)を含む。 ・下水処理場において水処理工程の運転業務、水処理工程の保守、点検業務を含む。
C.破碎・リサイクル施設コース	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物粗大ごみ処理施設、破碎施設および機械選別施設において、運転業務、設備の保守・点検業務(ただし受付業務、破碎物等の搬出業務は含まない)。 ・コンサルタントで粗大ごみ処理施設、破碎施設および機械選別施設の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務を含む。 ・メーカーで一般廃棄物粗大ごみ処理施設、破碎施設および機械選別施設の設計、施設計画、建設現場業務(据付、試運転、調整)を含む。 ・回収古紙の破碎、圧縮機械の運転業務、保守・点検業務。 ・廃プラスチック類の破碎機の運転業務、破碎機の保守・点検業務。 ・木くず、がれき類の破碎機の運転業務、破碎機の保守・点検業務。 ・リサイクルプラザなどで機器を使用したアルミ、鉄、可燃物などの破碎・選別機の運転業務、機器の保守・点検業務。 ・その他、ペットボトル、空き瓶、空き缶、紙容器、廃自動車、廃家電製品などの廃棄物を機器を利用しての破碎、選別、圧縮業務を含む。
D.産業廃棄物中間処理施設コース	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の脱水施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・汚泥の乾燥施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃油の油水分離施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃酸・廃アルカリ施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 (工場の排水処理施設における運転業務、設備の保守・点検業務は実務経験とならない場合がある。) ・有害汚泥のコンクリート固型化施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・水銀汚泥のばい焼施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・シアン化合物の分解施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃水銀等の硫化及び固型化施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・PCBの分解、洗浄施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃プラスチック類の油化・溶融加工・固形燃料化設備における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃油の蒸留設備における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・メーカーで上記施設の設計、施設計画、建設現場業務(据付、試運転、調整)を含む。
E.産業廃棄物焼却施設コース	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃油の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃プラスチック類の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・廃PCB等の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 ・その他の焼却施設における運転業務、設備の保守・点検業務。 (野焼き又は環境汚染源となるような小規模焼却炉における運転業務は実務経験とはならない。) ・メーカーで産業廃棄物焼却施設の設計、施設計画、建設現場業務(据付、試運転、調整)を含む。
F.最終処分場コース	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物最終処分場および産業廃棄物最終処分場における埋立作業(覆土作業、軽圧作業、敷き均し作業)、排水処理施設の運転、保守・点検業務。(ただし、廃棄物の受入・計量業務の経験は実務経験とはならない。) ・コンサルタントで最終処分場の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務(分析業務のみは不可)を含む。
K.有機性廃棄物資源化施設コース	<ul style="list-style-type: none"> ・RDF施設、炭化・ガス化施設、メタン発酵施設、高速堆肥化施設、その他バイオマス利活用関連施設における運転業務、保守・点検業務。 ・コンサルタントで上記施設の設計、施設計画、建設指導、機能検査業務を含む。 ・メーカーで上記施設の設計、施設計画、建設現場業務(据付、試運転、調整)を含む。

※コンサルタント、メーカーでの実務は別途、一覧表の作成が必要です。

7 会場受講について

- ・講義時間は、以下の時間割をご覧ください。
- ・当日、受付で受講決定通知をご提示ください。
- ・テキスト、時間割は各課程講習初日に配布いたします。
- ・講習期間中の宿泊施設並びに昼食は、各自でご用意ください。車での来場はご遠慮ください。駐車場の用意はございません。

【基礎・管理課程】

10日間のうち前半6日間		
1日目	13時00分～13時20分	受付
	13時20分～13時45分	ガイダンス
	13時45分～16時45分	講義
2日目から6日目	09時00分～09時30分	受付
	09時30分～16時45分	講義
破砕・リサイクル施設・有機性廃棄物資源化処理施設コース 8日間のうち前半4日間		
1日目	13時00分～13時20分	受付
	13時20分～13時45分	ガイダンス
	13時45分～16時45分	講義
2日目から4日目	09時00分～09時30分	受付
	09時30分～16時45分	講義

【管理課程】

※後半4日間は全コース共通

1日目	09時30分～10時00分	受付
	10時00分～10時30分	ガイダンス
	10時30分～16時45分	講義
2日目	09時00分～09時30分	受付
	09時30分～16時30分	講義
3日目	09時00分～09時30分	受付
	09時30分～16時30分	講義
	16時30分～16時45分	試験方法説明
4日目	08時50分～09時20分	受付
	09時20分～15時10分	講義
	15時30分～16時40分	能力認定試験

8 能力認定試験について

①受験資格

- ・受講者が選択した課程の全講習科目を受講した方のみ受験することができます。
- ・Eラーニング受講の場合は、講義動画を全て視聴した後、試験日程と会場を選んで申し込みができます。

②試験の詳細

マークシート方式

	基礎・管理課程	管理課程
試験時間	70分	40分
問題数	40問	20問
満点	200点	100点
合格点	160/200点以上	80/100点以上

※テキスト、ノート類の持込みはできません。

③再試験制度

- ・能力認定試験に不合格となった場合、**2回に限り**再試験を受けることができます。
- ・再試験を受けることができる期間は、**最初に受験した日から6か月間**です。
- ・6か月以内に合格されない場合は失効します。その場合、再び新規の申し込みとなり、受講料と申込書類が改めて必要となります。
- ・再試験は、1回につき受験料**¥5,500(税込)**が必要です。

9 認定証の交付について

- ・能力認定試験に合格された方には、試験日から1か月以内に、当センターから当該コース『(各廃棄物処理施設)技術管理士』の認定証が交付されます。

10 事務局からのご案内

<受講キャンセル、申込内容の変更>

■(会場受講)

申込会場の講習開始前であれば、事務手数料(1,100円)及び振込手数料を差し引いた額の返金が可能です。受講者の変更は、講習開始1週間前までにお申し出ください。手続きが必要となりますので、申込会場の担当事務局までご連絡ください。

■(Eラーニング受講)

申し込み受付1週間後に、受講申込の承認を行います。承認された方には「受講申込承認メール」が届きますが、そのメールの前であれば「返金」「受講者変更」が可能です。なお、返金の場合は事務手数料(1,100円)及び振込手数料を差し引いた額の返金となります。手続きが必要となりますので、事務局までご連絡ください。

<請求書発行について>※インボイス制度非対応

請求書が必要な場合は発行手続きが必要となりますので、申込会場の担当事務局までご連絡ください。

<領収書発行について>※インボイス制度対応

受講形式によって発行可能なタイミングが異なります。

■(会場受講)

開催の約2週間前になりましたら一律で申込時にご登録頂いているメールアドレス宛に送信いたします。

※会場受講申込の場合は、「受講承認メール」受信後に事前発行も可能です。担当事務局までご連絡ください。

■(Eラーニング受講)

(受講申込)⇒(受講承認)⇒(動画視聴開始)⇒(全動画視聴完了)⇒(本試験申込)⇒(本試験申込承認※受験日時確定)

領収書は、受験日時が確定した段階で事前発行が可能です。

お申し出がない場合、受験日に会場にて一律で配布いたします。

<講習会におけるバリアフリー対策>

当センターは、講習会・研修会等の開催に当たって、障害のある方やその他多様な受講者・参加者の方々が持つ個別の事情にできるかぎり柔軟に対応し、安全かつ快適に受講できる環境を整えるよう努めることを基本姿勢としております。

受講に際して、身体上等の理由で特段の配慮が必要な方には、可能な範囲での対応を検討しますので、事前にご相談いただきますようお願い申し上げます。

11 天災等による免責事項

天災地変、感染症の流行、交通機関サービスの停止、公官庁の指示・要請等、当センターが管理できない事由により、講習内容の一部変更、または中止のために申込者に生じた交通費・宿泊費等の損害につきましては、当センターはその責任を負わない旨予めご了承ください。

参考資料 I

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（技術管理者）

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2. 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第八条の三第一項又は第十五条の二の二に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3. 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規約（技術管理者の資格）

第十七条 法第二十一条第三項の規定による環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- 二 技術士法第二条第一項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者

イ 一年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

ロ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ハにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。ハにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（次の条文は平成13年3月26日改定により削除）

2 次に掲げる廃棄物の処理施設については、前項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、「二年」とあるのは「一年」と、「三年」とあるのは「一年六月」と、「四年」とあるのは「二年」と、「五年」とあるのは「二年六月」と「六年」とあるのは「三年」と、「七年」とあるのは「三年六月」と、「十年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

- 一 処理能力が一日三十トン以下のごみ処理施設
- 二 処理能力が五千人分以下のし尿処理施設（浄化槽を除く）
- 三 令第七条第十四号に掲げる産業廃棄物処理施設

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（衛環第96号平成12年12月28日）（抜粋）

5. 技術管理者等の資格要件の見直し（省令第八条の17及第十七条関係）

- 1 廃棄物処理施設の技術管理者および特別管理産業廃棄物管理者（以下「技術管理者等」という。）について、環境大臣の認定する講習を修了した者であることとする資格要件を削除したものであること。
- 2 技術管理者の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門知識及び技能に関する講習を修了することが望ましいものであること。

（全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料 平成15年6月12日）

（3）バイオマス利活用事業について（国土交通省下水道部平成15年新規事業）

国土交通省都市・地域整備局下水道部では、下水汚泥と併せ、暫定廃材等のバイオマスを下水道施設である消化施設に投入して回収した消化ガスをエネルギーとして活用する事業（以下「バイオマス利活用事業」という。）を平成15年度に創立したところである。

ついで、都道府県又は市町村の下水道担当部局において本事業が実施される場合、以下の点について留意のうえ、その適切な運用を図るとともに管下の市町村に対して周知方をお願いしたい。

① 地方公共団体の下水道担当部局がバイオマス利活用事業を行う際には、当該下水道担当部局と標記事業に係る市町村の一般廃棄物担当部局又は又は都道府県、政令市産業廃棄物担当部局との間で下水道施設で処理される廃棄物の取扱い等につき十分な調整を図らなければならないこと。

② バイオマス利活用事業については、暫定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物処理法の適用が及ぶものであること。特に暫定廃材、生ごみを廃棄物として受け入れる場合は、当該廃棄物を投入する消化施設が廃棄物処理法第8条第一項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するため所要の手続きをとるとともに、標記事業に係る市町村の一般廃棄物担当部局が定める一般廃棄物処理計画に整合している必要があること。

③ 下水汚泥以外のバイオマスを消化施設に投入するための前処理を行う施設（以下「前処理施設」という。）については、バイオマス利活用事業の整備対象とはしてないこと。ここで、前処理施設は、廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針Ⅲ中35に定める廃棄物原材料化施設に該当し国庫補助対象となるのでその活用を図らなければならないこと。

参考資料Ⅱ

平成4年度～平成12年度の修了者の有効対象施設	
修了コース名	廃棄物処理施設の種類(有効対象施設)
ごみ処理施設コース	ごみ処理施設 焼却・RDF・高速堆肥化 運搬用パイプライン 一般廃棄物の破碎・圧縮・梱包・選別 粗大ごみ処理施設
し尿処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設
産業廃棄物中間処理施設コース	汚泥の脱水施設 汚泥の乾燥施設 廃油の油水分離施設 廃酸・廃アルカリ中和施設 有害汚泥のコンクリート固型化施設 水銀汚泥のばい焼施設 シアン化合物の分解施設 廃PCB等の分解施設 PCB汚染物等の洗浄施設 廃プラスチック類の破碎施設 木くず又はがれき類の破碎施設
産業廃棄物焼却施設コース	汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 廃PCB等の焼却施設 その他の産業廃棄物焼却施設
一般廃棄物最終処分場コース	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型最終処分場を含む)
産業廃棄物最終処分場コース	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型最終処分場を含む)
安定型最終処分場コース	安定型最終処分場

平成13年度～平成16年度の修了者の有効対象施設	
修了コース名	廃棄物処理施設の種類(有効対象施設)
ごみ処理施設コース	ごみ処理施設 焼却・RDF・高速堆肥化 運搬用パイプライン
し尿汚泥再生処理施設コース	し尿・汚泥再生処理施設
破碎・リサイクル施設コース	一般廃棄物の破碎・圧縮・梱包・選別 粗大ごみ処理施設 廃プラスチック類の破碎施設 木くず又はがれき類の破碎施設
産業廃棄物中間処理施設コース	汚泥の脱水施設 汚泥の乾燥施設 廃油の油水分離施設 廃酸・廃アルカリ中和施設 有害汚泥のコンクリート固型化施設 水銀汚泥のばい焼施設 シアン化合物の分解施設 廃PCB等の分解施設 PCB汚染物等の洗浄施設
産業廃棄物焼却施設コース	汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 廃PCB等の焼却施設 その他の産業廃棄物焼却施設
最終処分場コース	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場

※平成3年度以前の修了者に関することについては、事務局にお問合せ下さい。

※太字部分は、平成13年度より、修了コースと有効対象施設の適用が変更されています。

※平成17年度以降の修了者の有効対象施設(P4参照)は、表に記されている施設です。

【講習に関するお問い合わせ先】

講習開催地:神奈川県・大阪府

一般財団法人日本環境衛生センター 東日本支局
サステナブル社会推進部

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6
TEL 044-288-4919

講習開催地:福岡県

一般財団法人日本環境衛生センター 西日本支局
サステナブル社会推進部 研修課

〒816-0943 福岡県大野城市白木原 3-5-11
TEL:092-593-8226